

表現の文法性または適切性の判断について

—「んだろう」を例として—

小矢野哲夫

キーワード：んだろう、文法性判断、適切性判断、文法的・意味的制約、母方言の影響

要約：現代日本語の表現「んだろう」を対象に、違和感のある表現について、その文法性の判断または適切性の判断を行うに当たり、その要因となるものが何かを検討した。第一に、文法的な適格性、表現態度等の適切性を判断する際に、判断する者の母方言の影響の有無を検討した。第二に、国会会議録を参照して、違和感の原因が表現自体にあるのではないかと想定し、「んだろう」に前接する部分の文相当の形式について、文法的な制約や語彙的な制約を分析した。この結果、母方言の影響は大きくはないものの、「んだろう」に対応する方言形式がないことで、判定に自信が持てないということを理解した。また、第二の目的については、「した方がいい」「しなければならない」「べきだ」「してもいい」「してはいけない」等、話し手の評価を表す表現において違和感が生じることが理解できた。表現論的な要因で違和感が生まれたのだと理解した。

はじめに

現代日本語の表現「んだろう」を対象に、その文法性の判断または適切性の判断を行うに当たり、何が要因となっているのかについて検討する。

表現の文法的な適格性、表現態度等の適切性を判断する際に我々は個人の言語直観に頼る。その言語直観に、判断する者の母方言が影響することはないかということを検討すること。これが本稿の第一の目的である。ここ10年ほど、共通語に関する自分自身の言語直観がどの程度妥当なのかという小さな疑問を抱いている。

安倍晋三内閣総理大臣（以下、「安倍首相」と呼ぶ）の国会での答弁を耳で聞き、違和感を覚える表現があった。「んだろう」である。国会会議録を参照して該当する表現をみると、特段、修正されているわけではない。文法的な間違いがある表現もそのまま記録されている。ということは、生の表現を比較的忠実に記録したものと考えられる。しかし、すべてのケースではないものの「んだろう」という表現に違和感を覚えるということは、筆者の文法性判断や適切性判断の妥当性、言語直観の妥当性が問われることになる。

第二の目的は、違和感の原因が表現自体にあるのではないかと想定し、「んだろう」に前接する部分の文相当の形式について、文法的な制約や語彙的な制約があるかどうか、分析することである。

安倍首相の国会答弁を聞いていて、筆者は次の下線部のような「んだろう」という表現に違和感を覚えた。

1 まさに枝葉末節な議論はもうやめた方がいいんだろう、私はこう思うわけであり
ます。(第190回国会、衆議院予算委員会4号、平成28年1月13日)

筆者なら「もうやめた方がいいだろ」あるいは「もうやめた方がいいのではないかと表現する。「のだ」を含む「やめた方がいいんだろ」という表現形式自体は文法的に適格であることは筆者も同意する。しかし、引用したような事例には違和感を持つのである。この違和感が母方言の影響によるものではないかを探ってみようと考えたのである。

筆者の母方言（鳥取県倉吉方言）には共通語の「だろ」に相当する形式として「だらあ」（注1）がある。これは基本的には推量の形式である。共通語の「するだろ」は倉吉方言で「するだらあ」になり、共通語の「いいだろ」は倉吉方言で「ええだらあ」となる。しかし、共通語の「んだろ」に相当する表現は倉吉方言では「んだらあ」とならない。共通語の「する」と「するのだ」の対立は、倉吉方言では「する」「するだ」である。また、「でないか」（共通語の「ではないか」に相当する）を使用して、共通語の「するだろ」「するんだろ」に相当することを「するでないか」と表現し、「いいだろ」「いいんだろ」を「ええでないか」と表現する。すなわち、倉吉方言には共通語の「のだ」に相当する形式がない。形式的には「の」がないのである。このことが「もうやめた方がいいんだろ」の文法性、適切性の判断に筆者の母方言が影響しているのではないかと考える理由である。

第二の目的は、違和感の原因が表現自体にあるのではないかと想定し、「んだろ」に前接する部分の文相当の形式について、文法的な制約や語彙的な制約があるかどうかを分析し検証することである。

1 「んだろ」のデータ

1-1 安倍首相に関するデータ

国会会議録から安倍首相（首相でない時期も含めて）が使用した「んだろ」を検索した。検索の対象とした期間は衆議院議員に初当選した平成5年（1993年）7月18日から平成29年（2017年）4月4日までとした。ただし疑問形式の「んだろか」は除いた。その結果、3188例を得た。（首相になる前の委員としての質疑及び官房副長官、国務大臣としての答弁での使用例は244例、首相になってからの答弁での使用例は2944例である。）

この中からさらに、疑問詞を含む例（「どうなるんだろ」「どうしてまた申し込まれたんだろ」などの疑問表現）17例（首相になる前2例、首相になってから15例）を除いて3171例を得た。今回はこの3171例のすべてを分析対象とはしなかった。まったく違和感を

覚えのない例が多数を占めているので、文法的、語彙的な制約に関係がありそうだと判断したものに限定した。

これらの使用例を「んだろう」に前接する文法形式等によって一応分類した。

過去形、形容詞非過去形、動詞非過去形、当為表現（した方がいい、せざるを得ない、しなければならない、べきだ、してもいい等）、名詞、指示語等である。

「んだろう」に前接するのが過去形のもものが約 1100 例ある。全体の約 3 分の 1 強である。これはほとんどが違和感のないものであり、分析の対象とはしなかった。「んだろう」に前接するのが動詞や形容詞の非過去形のもの、当為表現（した方がいい、せざるを得ない、しなければならない、べきだ、してもいい等）に違和感のあるものが集中して観察できた。特に当為表現を対象としてしぼった。

1-2 筆者に関するデータ

筆者の言語表現に母方言の影響が現れているかどうかを確かめるために、自分自身が書いたエッセイや論文、対談（注 2）の記録を検索してみた。エッセイや論文は書き言葉なので「のだろ」「のであろ」の形式を検索した。対談の場合には「んだろ」「んでしょ」を検索してみた。

論文・エッセイで「のだろ」が 70 例、「のであろ」が 30 例あった。2 つ合わせて 100 例である。対談では「んだろ」「んでしょ」合わせて 24 例あった。

100 例のうち、疑問表現が 43 例あった。「どのように説明したらよいのであろうか」といった問題提起の用法や「話題になって気にするようになったのだらうか」といった疑問推量の用法である。普通の推量表現は「街のどこかで待ち合わせて交換するのであろう」「慎重を期したのであろう」「このヒーロー広告を活用しているのだらう」「仕事が面白いのだらう」などがあつた。これらは共通語の用法と考えてよいと思う。

対談では 24 例中、疑問表現が 17 例あり、「どうなんでしょう」「なんていうんでしょうかねえ」などのように対談者に対して疑問を投げかけたり、「どんな文脈で使われてるんだらうかと」「ホントに自分は中流なんだらうかと」などのような疑問推量の例がほとんどである。過去形を受ける例が「女性が強くなったんだらうと思うんですね」「お作りになったんでしょねえ」「ということは実態がなかったんだらうと思うんです」の 3 例、形容詞の非過去形を受ける例が「知らない人も、多いんだらうと思うんですよ」の 1 例、動詞の非過去形を受ける例が「広がっていくんだらうと思うんですね」（未実現の事態の推量）、「その拍車をかけているんだらうと思うんですけども」（既実現の事態の推量）。

いずれも自分自身では違和感のない表現だと思う。しいて言えば形容詞の非過去形を受けた「多いんだらう」は「ん」がなくてもかまわない例である。母方言にない形式を使用していて、言い間違えた可能性もある表現である。

ところで、疑問表現で「ん」を使わない「どうしてるだらうか」とか、形容詞の過去形を

受けて「ん」を使わない「当初は楽しかったですけどね（笑）」とかいった例があり、これは母方言の影響なのではないかと考えられる。

違和感の要因を分析する際に、絶えず母方言の影響によって正しく判断できているだろうかという不安を抱いていた。

2 違和感を持った「んだろう」についての検討

2-1 母方言との関係

違和感を持った「んだろう」を使用した表現は例文1の他に、以下の例文2～例文4がある。

2 まず、大罪という言葉は取り消しになった方が私はいいんだろうと思います。(189-衆-予算委員会-8号 平成27年2月23日)

3 経済の状況をよく見ていく上においては総雇用者所得で見た方が私はいいんだろうと思います。(189-参-予算委員会-13号-平成27年3月27日) (注3)

「した方がいい」(注4)の形式は最初に例示したもの(例文1)を含めて3例ある。筆者の母方言では「ええだらあ」ないしは「ええでないか」を使うところである。そして、共通語にするなら「ん」を使わないで「いいだろう」と表現する。母方言の影響を考えると「んだらあ」の形がないので、「いいだろう」の形を選択することになるのである。このような「んだろう」の使用にはなじめない。

2-2 「んだろう」になりやすい形式があるのだろうかー「やめた方がいい」を例にー

仮に、例文1から例文3までの文に違和感が感じられないのだとするならば、「んだろう」になりやすい形式があるのではないかと推測してみた。そこで、違和感を持った例として例示した例文1に使用されている「やめた方がいい」を採集データの中から探した。以下の例(例文4から例文14まで)が得られた。

4 まず、余り人を指さすのはやめた方がいいですよ。(183-参-予算委員会-8号-平成25年3月29日 小西洋之委員の質疑に対して)

例文4は「人を指さす」ことについて安倍首相が持っている「やめた方がいい」という評価を断定して(つまり「だろう」や「んだろう」を使わないで)相手(質疑をした小西委員)に伝達している。

5 先般、こうした議論は緻密な議論が必要であって、レッテル張りはやめた方がいい、こう申し上げておりました。(189-衆-予算委員会-15号-平成27年3月6日 小川淳也委員の質疑に対して)

例文5はモダリティが抑制されてはいるが断定形式を使い、指示語「こう」で引き受ける一種の引用を行ったものである。単なる過去の事実の表現「申し上げました」ではなく、経験を表す「申し上げておりました」と表現したのは、次に示す、これ以前の委員会での答弁(例文6、例文7)を前提にしている。

6 こうした安保法制というのは、やはり真面目な議論が必要であって、レッテル張りとかデマゴギー的なことは控えるべきだろう、こう思うわけでございまして、(189-衆-予算委員会-8号-平成27年2月23日 小川淳也委員の質疑に対して)

7 こういう議論というのは、やはり正確に議論していくことが大切であって、いわばレッテル張りや決めつけということではならない、このように思いますので、繰り返し指摘をさせていただきたいと思います。(189-衆-予算委員会-11号-平成27年2月27日 後藤祐一委員の質疑に対して)

例文6、例文7はいずれも、「控えるべきなんだろう」「ということではならないんだろう」といった「ん」のある形を取っていない。「控えるべきだ」と断定しないで「だろう」によってやわらげて表現する、「～ということではならない」と断定形式を使用して指示語「こう」で引き取るという態度が、「レッテル張りはやめた方がいい」という断定形式の使用と指示語「こう」での引き受けにつながっている。

8 それはそれぞれの目的を達成するためにおそらく献金するから、そういうところの献金はやめた方がいいだろうということですが、(189-衆-予算委員会-8号-平成27年2月23日)

例文8は松木けんこう委員の質疑中の「(略) 何をやっても、やはり疑惑だとか疑問だとか大罪だとか言われるんですよ、人間というのは。であれば、いっそのこと、この企業・団体献金はやめようという方向でもいいのではないかというふうに思うんですけれども、総理、どうですか。」を受けての答弁である。例文8の下線を付した部分は松木委員の評価である。松木委員は実際には「いいのではないか」という言い回しを使っているが、安倍首相は「やめた方がいいだろう」という形式で受けている。自分自身の判断ではないからだろうか、「やめた方がいいだろう」の形式を使っていない。

9 柿沢さんの論理でいえば、これは同じことになるのだらうと思います。柿沢さんの論理でいけば、これ自体をやめた方がいいのだらうということになるのではないか、こう思いますよ。(190-衆-予算委員会-2号 平成28年1月8日)

例文9は柿沢未途委員の質疑「総合合算をやった方が、私は、こうした高齢者の皆さんの安心につながり、消費の拡大によっぼどつながるんじゃないかと思いますが、どうですか。」を受けている。安倍首相は「同じことになるのだらう」と自らの判断を確認し、その上で柿沢委員の質疑「つながるんじゃないかと思います」という判断を「これ自体をやめた方がいいのだらう」とまとめている。

10 そしてまた、消費税一〇%、これはやめた方がいいじゃないかというお話でございますが、これは、世界に冠たる社会保障制度を次世代に引き渡していくという責任を果たす、同時にまた、市場や国際社会からの国の信認を確保するためのものがございます。繰り返し申し上げることになりますが、リーマン・ショックや大震災のような重大な事態が発生しない限り、実施していく考えであります。(190-衆-予算委員会-15号 平成28年2月19日)

例文10は谷畑孝委員の「そこで、その点、増税、一〇%というものを、安倍総理としては、デフレ脱却を重視して凍結する、そういう意思が最終的にはあるのかないのか。」という質疑に対する答弁である。質疑内容の「(消費税10%の増税を)凍結する」を「やめた方がいいじゃないか」とまとめて引用している。ここも、首相自らの判断ではないからか、「やめた方がいいのだらう」「やめた方がいいんだらう」いずれの形式も用いていない。

11 そこで、もし我々がそれをやめろということであれば、こういう場で言うのではなくて、同盟国ですから、面と向かって、フェース・ツー・フェースで、それはやめた方がいいと当然申し上げるわけであります。(193-衆-予算委員会-11号 平成29年2月14日)

例文11は実際にはまだ言っていない未実現の事柄「申し上げる」の内容「やめた方がいい」を断定形で表現している。「やめろ」と命令形を使っているのだから「だらう」も「んだらう」も使わないのだと理解できる。

12 私は事実ではないと言いました。それは、先ほど今井委員も一部は違うと言ったじゃないですか。いわばうちの妻が詐欺にリンクしている、これは違いますよね。これは違いますよ。これは重大なことですよ。それは事実と違う。あるいはまた、私がそうい

う右翼的な教育を称揚しているかのごとく、これは事実と違う、こういうふうに申し上げたわけでありませう。事実と違うということをお願いしていたわけでありまして、それを、いわばニュースメディア全体を、メディア全体を私はにせニュースというふうには言った覚えは全くないわけでありませうから、そのようなレッテル張りでイメージ操作するのはやめた方がいいですよ。(193-衆-予算委員会-16号 平成29年2月27日)

例文12の下線部は、衆議院TVインターネット審議中継を視聴すると、文末の断定形式「やめた方がいいですよ」は下降調イントネーションで、音声がかんたん消えていくような調子である。相手に強く迫る勢いは感じられない。蛇足ながら、答弁全体をみると同じ表現を繰り返したりしていくぶん冷静さを欠く答弁のように聞こえる。

13 そこで、そこで、言わばそこでそれを出すというのであれば、これ大きな被害が被るんですから、マスコミも殺到して、学生たちにもマスコミ殺到しますよ。こういうことをするということであれば、よっぽどの確信がない限り、ただ安倍政権のイメージを落とそう、安倍晋三をおとしめようということで答弁するのはやめた方がいいですよ、実名を挙げて答弁するのは。(193-参-予算委員会-11号 平成29年3月13日)

例文13は、参議院のインターネット中継の映像を視聴すると「やめた方がいいですよ」は下降調イントネーションで、文末の音声がかんたん消えていくような感じで、文末の「よ」は小さい音声になっている。相手に強く迫る勢いは感じられない。福島みずほ委員の質疑に対していらつく気持ちを抑えるかのように最後を締めくくっているような印象を受ける。「そこで、そこで」と繰り返したり、「被害が被る」と文法的な間違いが現れたり、「よっぽどの確信がない限り」を受ける部分が消えてしまうような表現になったり、福島委員の質疑を「答弁」と言い間違えている部分等に安倍首相が冷静さを欠いている様子を感じる。

14 その前に、ずぶずぶの関係とかいう品の悪い言葉は使うのをやめた方がいいですよ。それが民進党の支持率にあらわれているんですよ、はっきり申し上げて。誰もそういう姿勢は支持しませんよ。私、今親切に申し上げているんですけどもね。それは民進党にもしっかりと野党として中身のある質疑をしていただきたいですよ、少しはね、少しは。(193-衆-予算委員会-19号 平成29年5月8日)

例文14の「やめた方がいいですよ。」は上昇調イントネーションで、質疑をした福島伸享委員に苦言を呈する体で教諭すといった調子である。それに続く「あらわれているんですよ。」は下降調、「支持しませんよ。」も下降調、「申し上げているんですけどね。」が上昇調、「いただきたいですよ。」が下降調、「少しはね。」が上昇調、「少しは。」が下降調。答弁の内

容もさることながら、イントネーションが上がったり下がったりして冷静さを欠いているように聞こえる。

例文 12、13、14 は選択的に良いことと評価する「した方がいい」の形式を取りながら「やめてください」ないしは「やめなさい」といった質疑者に対する働きかけの気持ちが含まれているとみることができる。

以上、検討した結果、「やめた方がいい」の形式自体に表現の違和感の原因があるわけではないことが分かった。

3 先行研究から得られる知見—田野村忠温（1990）、幸松英恵（2015）の分析—

先行研究において「のだ」の分析は詳細に行われている。関連する「のだらう」「んだらう」に関しては、田野村忠温（1990）が先駆的に述べている。

「 β のだらう」は、「のだ α 」と「だらう」が組み合わせられたものであるから、あることから α の背後の事情が β であることを、推量して述べたり、推量や事実についての確認を聞き手に求めたりするのに用いられる。（田野村 1990、p.72）

「背後の事情」としての推量、「背後の事情」をめぐる疑念が表現されるとする。そこには「のだ α 」の承前性、既定性が前提となっているので、この条件がなければ「のだらう」が使えないとしている。ところが、面白い想定も示している。

「のだらう」が可能かどうかは、ものごとの捉え方にもよる。事実としては未定のことながらであっても、運命論的な把握により、すでに定まっているかのごとく表現するときには、次のように「のだらう」を用いることも可能となるであろう。（田野村 1990、p.74）

動詞の非過去形が前接する「んだらう」はたくさん使用されていて、安倍首相の答弁では首相自らが、すでに定まっていると捉えて表現していると考えられる例がかなりある。運命論的な把握というまでもなく、話し手が確信を持った事柄として捉えていると考えられる。例えば次の例文 15 がある。

15 この集団的自衛権については、権利であって義務ではないわけでありますから、自動的に集団的自衛権を行使することにはならないわけでありますし、また、当然、この集団的自衛権の行使がもし可能になったとしても、それを裏づける法律が必要であります。その中における国会の関与も当然あるんだらう、このような議論も行われるんだらう

う、こう思うわけでありませう。(186-衆-予算委員会-16号 平成26年5月28日)

さらに、事実確認要求の「だろう」は「のダ」を伴わないことが多いとしながら、「事実というよりも、話し手の判断や評価の表現であることもある。ここでは、話し手の感情的な含みを伴うことが多い。」(田野村 1990、p.76)として「知らないなら知らないっていえば「いいだろう／?いいんだろう」。」等を例示している。

話し手の評価の表現は安倍首相の「んだろう」に多数出てくる。筆者はそれらに違和感を覚えるのであるが、文法現象としてまれだと捉えられているもののようなのである。「感情的な含み」といった用語で理解されるべき事柄なのかもしれないという示唆を受ける。

田野村(1990)の後を受け、野田春美(1997)、日本語記述文法研究会(2003)等でも部分的に言及されている。このような研究の流れの中で、幸松英恵(2015)が推量形式ノダロウについて分析と考察を行っている。(摘要引用)

「発話現場において与えられている事態」(所与)に対して「なぜこのような事態が起こったのか」「この事態が何を意味しているのか」と推量する際に用いられるノダロウを〈事情推量〉のノダロウと呼んでいる。(p.3)そして、「〈事情推量〉のノダロウの最大の特徴は、ダロウへの置き換えができないということである」(p.3)としている。これに対して、ダロウへの置き換えが可能なノダロウを〈事情推量〉を表さないノダロウとしている。(p.5)

本稿で考察している安倍首相の「んだろう」は、「だろう」に置き換えることはできるが「んだろう」を使用することには違和感があるというものである。

幸松(2015)はダロウとノダロウを比較して、以下のように述べている。(摘要引用)

ダロウを用いた推量文と、ノダロウを用いた推量文は、文法的にどちらも適格であるが、ニュアンスの差が感じられる。

(聴覚に問題のある子を見て) あの子は、一生苦労するだろうな……。

() あの子は、一生苦労するんだらうな……。

どちらも単純な推量であることには変わりないが、より中立的な推量であるダロウ文に対して、ノダロウ文の方は、あたかも、推量した事態、すなわち命題事態が、「そうなることがすでに決定している事態であるかのように述べている」というニュアンスを感じる。自分の考えがどうであるかはさておいて、“(どうせ) そうなることが決まっている”と述べているように思える。(p.6)

ダロウ文で述べると、話し手が、命題内容を自身の考えとして聞き手に対して責任をも

って述べているように感じられるが、ノダロウ文で述べると、自分の判断を超えて、すでに決定している事態であるかのように述べているというニュアンスが生じる。この、「すでに定まっている事態として述べる」という表現性が、ややもすれば、突き放した物言い、他人事のような物言いをしているように聞こえさせる。(p.6、下線は引用者)

下線を施した部分のニュアンスが安倍首相の発話に筆者が抱いた違和感と関係があるものように思われる。幸松(2015)は「表現性」という用語で説明している。この違和感の要因は「突き放した物言い、他人事のような物言い」に聞こえるというのが筆者の違和感に近いと思う。この違和感の要因をできるだけ文法的、語彙的な観点から説明できるよう分析を行いたい。

4 違和感の原因となる文法的な要因と語彙的な要因を求めて—「した方がいいだろう」を例にして

「した方がいいだろう」を調べてみたところ、17例あった。これらは、だれの行為をどのように選択的に良いことと評価しているかによって3つに分かれる。話し手、相手、話し手と相手を含む我々がそれぞれ主体となっている3つである。1つずつ例を示す。

話し手が行為の主体の場合

16 私は今ここには総理大臣として座っておりまして、今、重徳委員がおっしゃったように、政府案として提出をするものではなくて、院の発議によって国民投票に付されるわけでございますので、これは基本的に、私がどの条項について行いたいということに言及することは差し控えた方がいいだろうと思います。(190-衆-予算委員会-8号 平成28年2月5日)

「差し控えた方がいい」というのは安倍首相自らの判断である。主観的な物言いを排するといえば聞こえは良いかもしれないが、他人事のような言いようである。我がこととして言うならば「んだろう」を省いたほうがよい。

相手が行為の主体の場合

17 これは明らかに大きな変化であって、こういう変化も皆さんは十分に認識をしていただいた方がいいだろう、このように思うわけでありまして、我々はしっかりと、この道しかないとの思いでこの政策を続けていきたい、こう考えているところでございます。(187-衆-予算委員会-4号 平成26年10月30日)

「皆さんが十分に認識をする」のは相手である「皆さん」が主体である。安倍首相は「していただいた方がいい」と評価して相手に伝達する場面である。「していただいた方がいい」で切り、「このように」で受け取る言い方でもよい。この場面では「んだろう」の使用は不要だと考える。

我々が行為の主体の場合

18 これは、この法律だけではなくて、すべからく法案についてはしっかりと熟議をしていく、そして慎重に審議をしていく、それは当然の私たち、私ども国会議員としてはそれは義務なんだらうと、このように思うわけでございまして、慎重に審議をした方がいいといえば当然慎重に審議をした方がいいんだらうと思います。その中において、かなりの時間を費やして審議をしているのも事実ではないかと、このように感じているところでございます。(185-参-決算委員会-1号 平成25年11月25日)

「それは義務なんだらう」にしても「慎重に審議した方がいいんだらう」にしても行為の主体が「私ども国会議員」であり、判断の主体は安倍首相である。「それは義務だらう」「慎重に審議した方がいいだらう」とした方がよい。

以上見てきたように、いずれの場合も、「んだらう」を使用しても文法規則の点では間違いではないが、「んだらう」を使わないか「だらう」で表現するかの方がいっそうよいと考えられる。「んだらう」は、筆者としては違和感を覚える。田野村(1990)の「運命論的な把握」はここでは適用できない。幸松(2015)で示された「他人事のような物言い」だと感じる。「だらう」にしても「んだらう」にしても、推量の意味合いは薄く、断定を避け、やわらげた婉曲な言い回しとして使用されている。「んだらう」は「だらう」に比べてさらに婉曲の度合いが強いと感じる。「した方がいい」という話し手自身の評価を表しているにもかかわらず、我が事ではなく他人事として捉えているような印象が違和感を生んでいるのだと考える。話し手が行為の主体の場合の例をさらに示そう。

話し手が行為の主体の場合

19 国会議員の歳費削減につきましては、まさに私は自民党総裁ではありますが、行政府の長として私たちはまさにこうした場において国会議員の皆様からチェックをされる立場でありまして、その国会議員の皆様の待遇等について私がこうすべきだということは、これはやはり厳に慎んだ方がいいんだらうと、自民党総裁としてもですね、と思うわけでございます。(186-参-予算委員会-6号 平成26年3月4日)

20 確かに、地域のことを一番よく知っているのは地域の方々でありますから、必要以

上に口出しをすることは慎んだ方がいいんだろう、このように思います。(183-衆-予算委員会-3号 平成25年2月8日)

21 先ほど申しあげましたように、政府の立場として、一々その経営委員の方々個人個人の発言についてコメントすることは差し控えさせていただいた方がいいんだろう、このように思います。(186-衆-予算委員会-6号 平成26年2月12日)

22 株価については、私が直接言及しない方がいいんだろう、このように思います。さまざま要素があるんだろうと思います。(186-衆-経済産業委員会-17号 平成26年5月16日)

23 しかし、そういう中にあっても、それを耐えてしっかりと我々は税収を上げることができた、こう申し上げておいた方がいいんだろう、こう思うわけでありまして、それは、適切な時期にそういう環境をつくって消費税を上げて、かつビジネスの条件をちゃんと整えていたがためにこのように順調に税収がふえた、こう言えるのではないか、こう思う次第でございます。(190-衆-予算委員会-6号 平成28年2月3日)

24 新たな選挙制度に対してどのように対応していくか、そしてまた第三者委員会がどのような答申を出したかということについて少し国民の皆様にもつまびらかにお話をした方がいいんだろうということで、先ほど述べさせていただいたところであります。(190-衆-予算委員会-17号 平成28年2月29日)

例文19「私がこうするべきだということを厳に慎む」、例文20「必要以上に口出しをすることを慎む」、例文21「発言についてコメントすることを差し控えさせていただく」、例文22「私が直接言及しない」、例文23「こう申し上げておく」、例文24「つまびらかにお話をする」などと、首相が自ら行うことを選択的に良いことと評価するのであるから、婉曲に表現することはあっても、自信をもってストレートに表現するのがよい場面である。それを、断定を避け、いわばクッションをおいて回りくどく「んだろう」と他人事のように表現するのは、適切な態度であるとはいえないと評価する。「んだろう」の形式は首相の口癖ではないかと思えるほど多用されている。もしかしたら答弁の定型句となっているのかもしれない。定型句になんでも放り込むから筆者のように違和感を覚える表現が出現するのではないか。田野村(1990)の説明にも該当しがたく、幸松(2015)の〈既定事態推量〉にも順当には当てはまらない事例である。

相手が主体の場合

25 本来であれば、こういうことについて議論する上においては、やはり厚生労働大臣を呼んでいただいた方がいいんだろう、私はこのように思うわけでありませう。なぜ意図的に厚生労働大臣をここに座らせないのか、一体どういうことなんだらうということは申し上げておきたい、こう思うわけでありませう。(190-衆-予算委員会-15号 平成28年2月19日)

26 ですから、そういう貧しい時代の出来事だったということも認識しておいていただいた方がいいんだらう、このように思ひませう。(183-衆-予算委員会-22号 平成25年4月10日)

27 私は全くそう思ひませう。日々の株価あるいは為替動向に右往左往しない方がいいんだらう、こう思うわけでありませう。(190-衆-予算委員会-8号 平成28年2月5日)

28 それと、最大のカード、最大のカードとおっしゃるんですが、まず、二つに分けて考えていただきたいと思ひませうが、極東に対する八項目の経済協力があひませう。それとは別に四島での経済活動があひませうから、これを分けて考えていただいた方がいいんだらうと思ひませう。(193-衆-予算委員会-4号 平成29年2月1日)

これらも、「んだらう」ではなく「だらう」を使うか、それも使わないで「方がいい」の形にして「このように思ひ」「こう思ひ」「と思ひ」に続ける方法もある。その方がいいと思ひませう。

我々が行為の主体の場合

29 ですから、そんな顔をせずに、こういうことも、これはいわば結果として被災地のために、復興のために使えることになったわけでありませうから、お互いにそういうところは評価し合った方がいいんだらう、こう思ひませう。(183-衆-予算委員会-13号 平成25年3月13日)

30 あるいはまた、東京の政治資金団体におきましては、東京においては、口頭で相手に伝えているわけでありませうが、しかし、その上においてもこうしたことは起こるわけでありませうが、同時に、先ほど長妻委員がおっしゃったように、これは、いろいろなことをおっしゃひませうが、冷静な議論が必要なんですよ。(発言する者あり) 場外からも今やじを飛ばしている方がおられましたが、せつかくの機会ですから、ここは冷静

に議論をした方がいいんだろうと思いますので、こう申し上げたいと思うわけでございます。(189-衆-予算委員会-16号 平成27年3月12日)

例文29は、「復興のために使えることになったわけでありますから」と理由付けを行った後なので、そして例文30は「せっかくの機会ですから」と理由付けを行った後なので、「んだろう」も「だろう」も付けないで「した方がいい」の形で言い切るのがよい。「だろう」はまだしも、「んだろう」で受けると違和感が強くなると感じられる。

5 違和感の原因となる文法的な要因と語彙的な要因を求めて―他の当為表現の例―

当為表現の1つ「した方がいい」を観察したので、他の当為表現についても見てみる。「しなければならない」「べきだ」「してはいけない」「してもいい」「せざるを得ない」などがある。

31 この所管であった、所管である事柄につきましては責任感を持って当たっていくという考え方の下に、この問題についても事実関係をしっかりと究明していかねばならないと、このように考えておりますと同時に、やはり具体的に運営に携わった者たちの責任というのは、これはやはり明確にしていかなければならないんだろうと、このように思うわけであります。(165-参-教育基本法に関する特別…-1号 平成18年11月22日)

32 日本でもそういう光景が見られるようにしていくべきなんだろうと思います。(165-衆-予算委員会-2号 平成18年10月05日)

33 他方、また経営の努力によって、相当収益を伸ばし、また雇用もふやし、そして新しく国内にも工場を立地し、その場で地域の方々を雇用している、こういう現実もあるんですね。そこに、すべてに目をつぶってしまってはいけないんだろう、私はそのように思いますよ。(166-衆-予算委員会-14号 平成19年2月23日)

34 やはり、一生懸命汗を流した人が報われる社会をつくっていききたい。しかし、その言わば格差を固定化してはなりませんし、あとまた、余りにもこれは社会的に容認できないという格差になってもいけないんだろうと、このように思います。(166-参-予算委員会-3号 平成19年3月5日)

35 と同時に、地位協定等々が結ばれ、旧安保条約よりもこれは条約としてまさにイコールパートナーに近くなったと言ってもいいんだろう、このように思うわけでありま

す。(165-衆-予算委員会-2号 平成18年10月5日)

36 ですから、そういう意味においては、この前文は全く白々しい文であると言わざるを得ないだろう、私はこういうふう思うわけでありませう。(147-衆-憲法調査会-9号 平成12年5月11日)

これらの用例において行為の主体は安倍首相自身だと考えられる。自分の行為を評価するのに、ストレートな表現をせず、「んだらう」を使用しているために違和感を覚えるのである。ストレートに表現しなくても、「ん」を入れなくて「だらう」と表現すれば同じような判断が表せる。しいて「んだらう」としなければならぬ文法的な必然性を感じない。表現的な必然性も感じない。このような感覚は、「のだ」文がない倉吉方言の影響で「んだらう」という形式自体に筆者が違和感を覚えるからなのであろうか。

まとめ

安倍首相の「んだらう」表現を例にして筆者が覚える違和感の要因を求めて分析し考察してきた。

第一に、文法的な適格性、表現態度等の適切性を判断する際に、判断する筆者の母方言の影響の有無を検討した。母方言には「のだ」文がない。そのため、「んだらう」の判定に自信が持てない事情があった。ただし、違和感のない「んだらう」表現もあるので、必ずしも母方言が表現の違和感に影響を及ぼしているとは言えなかった。

第二に、「んだらう」に前接する部分の文相当の形式について、文法的な制約や語彙的な制約を分析した。その結果、「した方がいい」「しなければならぬ」「べきだ」「してもいい」「してはいけない」等、話し手の評価を表す表現において違和感が生じることが理解できた。他人事のような印象を帯びて表現されているところに、表現論的な要因で違和感が生まれたのだと理解した。このような「んだらう」表現は、先行研究において、田野村(1990)や幸松(2015)で説明されているが、「んだらう」の中心的な用法ではなく、異例の特別なニュアンスを持つものとして扱われていた。このような事情も違和感を覚える要因になっていたものと思われる。

注

- 1 古語の「だらう」は連母音 au を含んでいる。その開音が [a:] となり、「だらあ」となったものである。
- 2 対談は NHK ラジオ第一放送「ことばの歳時記」(1989年6月28日、29日、30日、7月2日、3日の5回連続の「ワードウォッチング」というテーマで福本義典アナウンサーと対談したもので、毎回約15分)を文字起こししたデータを使用した。
- 3 使用例の出所の表示は国会会議録で検索した際の出力をほぼそのまま用いた。「189-参- 予算委

員会-13号 平成27年3月27日」は「第189回国会、参議院予算委員会会議録第13号、平成27年3月27日」であることを表している。以下、同様。

- 4 「した方がいい」の基本的意味は「その事態が、ほかの事態との対比、比較において、望ましいものであることを表すこと」である。「その事態が聞き手の行為の場合、勧めや忠告の表現になる」「話し手の行為について用いる場合も、一般的な事柄として述べる場合もある」と記述されている。(日本語記述文法研究会 2003、p.103)

参考文献

- 田野村忠温 (1990) 『現代日本語の文法 I 「のだ」の意味と用法』 和泉書院
- 日本語記述文法研究会 (2003) 『現代日本語文法 4 第8部 モダリティ』 くろしお出版
- 野田春美 (1997) 『「の(だ)」の機能』 くろしお出版
- 幸松英恵 (2015) 「〈事情推量〉を表さないノダロウ-準体助詞ノを含む推量形式に見られる2種-」
『学習院大学国際研究教育機構研究年報』 第1号 pp.3-22